シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十一月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十八号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和八年十一月三十日」を「令和九年十一月三十日」に改める。

別表一の項中「及び南シナイ県」及び「（シャルム・エル・シェイク市の区域を除く。）」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

その他告示

○衆議院告示第二号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条第三項（同令第三条及び第四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和八年十一月十一日

衆議院議長　森　英介

インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、衆議院ホームページ（https://www.shugiin.go.jp/）において公表する。

附　則

この告示は、令和八年十一月十一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百八十八号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

令和八年十一月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	所在地	指定した日
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一	令和八年十一月十一日

○経済産業省告示第百五十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として次の者を登録したので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	主たる事務所の所在地	登録した年月日
静岡県東部電気工事協同組合	静岡県沼津市花園町十五番地の一	令和八年十一月十一日

○国土交通省告示第千三百四十一号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年十月二十三日	ハウンドジャパン株式会社	神奈川県横浜市都筑区北山田一―一〇―五	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第千三百四十二号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年十月二十三日	有限会社ワイズ	埼玉県さいたま市西区二ツ宮七九七番地一	貨物軽自動車安全管理者講習

○観光庁告示第二十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、次の登録研修機関から代表者の氏名、住所、研修業務を行う事務所の名称、研修業務を行う事務所の所在地及び研修業務の開始日を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月十一日

観光庁長官　木村　典央

一　（一）一般社団法人　九州通訳・翻訳者・ガイド協会（登録研修機関第六十六号）

住所の変更

変更前	福岡県福岡市南区塩原四丁目四番二十二号　二階
変更後	福岡県福岡市南区玉川町十三番二十八号　鶴田ビル四階

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	福岡県福岡市南区塩原四丁目四番二十二号　二階
変更後	福岡県福岡市南区玉川町十三番二十八号　鶴田ビル四階

三　変更の年月日　令和五年八月一日